

第3次三重県男女共同参画基本計画 改定版（中間案）の概要

基本理念

- 日本国憲法 「個人の尊重」「法の下での平等」
- 男女共同参画社会基本法 5つの基本理念

- ・男女の人権の尊重
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画

めざす姿

- 男女共同参画社会の実現
- ・誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）
- ・女性や若者に選ばれる持続可能な地域

計画の位置づけ

次の法律および条例に基づき策定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等について定める計画

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ・三重県男女共同参画推進条例
- ・性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

計画期間

現行：令和3年度から令和12年度まで（10年間）
改定：令和9年度から令和12年度まで（4年間）

改定の趣旨

男女共同参画をめぐる現状と課題、計画策定後の社会情勢や国の動向、県の新たな取組をふまえ、男女共同参画社会の実現が図られるよう改定を行う

改定の背景

- 【社会情勢】
- ・人口減少の進行
 - ・若者の意識・価値観の変化
 - ・テクノロジーの急速な進展 等
- 【国の動向】
- ・女性活躍推進法の改正（R7.6）
 - ・第6次男女共同参画基本計画の策定（R8.3）
 - ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定（R5.6）
 - ・男女共同参画社会基本法の改正および独立行政法人男女共同参画機構法の制定（R7.6）
- 【県の新たな取組】
- ・三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略の策定（R8.3）
 - ・三重県性暴力の根絶をめざす条例の制定（R7.10）

現行の基本方向

I
職業生活における女性活躍の推進

II
男女共同参画を推進するための基盤の整備

III
誰もが安心して暮らせる環境の実現

I
性の多様性に関する施策は基本方向に点在

現状と課題

●働く場や家庭にジェンダーギャップが存在

- ・男女間の賃金格差（R7）
男性を100とした場合
女性 73.6 ※全国47位
- ・女性の非正規雇用比率 58.0%（R4） ※全国2位
- ・夫婦の役割分担で家事・育児を主に妻が担う家庭の割合（R6）
家事：86.3%
育児：65.3%

●固定的な性別役割分担意識が根強く残る

- ・県の審議会等委員に占める女性の割合 32.0%（R2）→33.6%（R7）
- ・性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合 23.3%（R1）→16.2%（R6）

●暮らしと安全を脅かす事態への備えが必要

- ・防災会議の女性委員割合 12.5%（R3）→19.7%（R7）
- ・DV被害を相談・連絡しなかった、できなかった割合 50.9%（R6）

●性の多様性を尊重する社会に向けてさらなる取組が必要

- ・性の多様性に関する相談件数 18件（R2）→106件（R7）

新しい基本方針

I
職業生活におけるジェンダーギャップの解消

II
男女共同参画を推進するための基盤の整備

III
誰もが安心して暮らせる環境の実現

IV
性の多様性を尊重する社会の実現

基本施策

- I-i アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消等の意識変革と行動変容の推進
- I-ii 働きやすい環境整備と働き方の多様な選択肢の提供の推進
- I-iii 子育て・介護等と仕事が両立できる環境整備の推進

- II-i 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- II-ii 様々なアンコンシャス・バイアス等に気づき男女共同参画を促進する意識の普及と教育の推進

- III-i 様々な困難を抱える人々への支援と多様な視点に立った災害への備えの推進
- III-ii 生涯を通じた健康への支援
- III-iii 男女共同参画を阻害する暴力等の根絶と被害者支援の充実

- IV-i 性の多様性に関する理解の増進
- IV-ii LGBTQ等の当事者が安心して暮らせる環境整備の充実

施策の方向

- 1 企業等への意識変革の働きかけ
- 2 女性のキャリア形成と人材育成の支援
- 3 農林水産業をはじめ女性の参画が少ない業種における女性活躍の促進
- 1 誰もが働きやすい環境の整備と働き方の多様な選択肢の提供の促進
- 2 女性の再就職や起業等の支援
- 1 多様なニーズに対応した子育て支援
- 2 子育てできる環境整備の支援
- 3 介護と仕事が両立できる環境整備の支援

- 1 県の審議会等委員への女性参画の拡大
- 2 県における女性職員等の登用
- 3 市町等への働きかけ
- 1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
- 2 学校等における教育の充実
- 3 生涯を通じた学習機会の充実

- 1 自立のための支援
- 2 多様な主体の参画・活躍に向けた環境整備の充実
- 3 多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進
- 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
- 2 性と生殖に関する健康支援の充実
- 1 関係機関の連携による被害者支援の充実
- 2 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の充実
- 3 性暴力の根絶に向けた取組の充実

- 1 性の多様性の理解の増進に向けた啓発
- 2 多様な生き方を認め合う社会づくりの推進
- 1 相談体制の拡充と相談支援の充実
- 2 性のあり方にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境整備の充実